強熱残分　20.0%以下（1g）
窒素　6.0～8.0%（ケルダール法）
粗脂肪　5.0%以下
粗繊維　4.0%以下
力価試験
寒天平板　硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。
試験菌　硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製　硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。
試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度（推定値）が約500μg（力価）となるよう、希塩酸（1→2）一定容量を全量ピペットを用いて加え、十分かき混ぜた後、遠心分離し、上澄液を水酸化ナトリウム溶液（1→5）でpH6.0に調整し、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。

(イ)　製造の方法の基準
*Bacillus polymyxa*のコリスチン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、硫酸コリスチンを含む培養液を乾燥して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準
遮光した気密容器に保存すること。

(エ)　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
硫酸コリスチン（飼料級）

イ　製剤

(ア)　成分規格
本品は、硫酸コリスチン（その2）製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。
力価　本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。
物理的・化学的性質
①　本品は、淡黄褐色～褐色の小片又は粉末で、特異な臭いを有する。
②　本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。
③　本品は、発かびを認めない。
確認試験　硫酸コリスチン（その2）製造用原体の確認試験③を準用する。
乾燥減量　12.0%以下（1g，105℃，3時間）
力価試験
寒天平板　硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。
試験菌　硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製　硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。
試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度（推定値）が約500μg（力価）となるよう、希塩酸（1→2）一定容量を全量ピペットを用いて加え、十分かき混ぜた後、遠心分離し、以下硫酸コリスチン（その2）製造用原体の規定を準用する。

(イ)　製造の方法の基準
硫酸コリスチン（その2）製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて整粒及び篩分して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準
密閉容器に保存すること。

(エ)　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
硫酸コリスチン（飼料級）
有効期間　製造の翌月から2年

(122)　リン酸タイロシン

ア　製造用原体

(ア)　成分規格
力価　本品は、タイロシンのリン酸塩の溶液であり、力価試験を行うとき、1mg中に350μg（力価）以上を含む。
物理的・化学的性質　本品は、淡黄色～黄色の粘性の液体で、僅かに特異な臭いを有する。
確認試験
①　本品10mg（9.5～10.4mg）に0.1mol/L塩酸試液を加えて100mLとし、この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長286～291nmに吸収の極大を示す。
②　本品3mg（2.5～3.4mg）にアセトン2mLを加え、更に塩酸1mLを加えるとき、溶液は、薄い赤色を経て濃赤紫色に変わる。
③　本品の水溶液（1→200）は、リン酸塩の定性反応①を呈する。
純度試験
①　pH　本品のpHは、5.0～7.5でなければならない。
②　比重　本品の比重d_{20}^{20}は、比重測定法第3法により試験を行うとき、1.00～1.50でなければならない。
③　溶状　本品0.20g（0.195～0.204g）を量り、水10mLを加え、混和するとき、その溶液は、微黄色～淡黄色で、澄明又はほとんど澄明でなければならない。
④　重金属　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、重金属試験法第3法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg/g以下）。
⑤　ヒ素　本品0.5g（0.45～0.54g）を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（4μg/g以下）。
蒸発残分　本品約1gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、水浴上で蒸発乾固し、残留物を105℃で5時間乾燥するとき、その量は、70%以下でなければならない。
強熱残分　5.0%以下（1g）
力価試験
寒天平板（単層）　試験菌を混和した7号培地10mL（内径100mmのペトリ皿にあっては11mL）を用いる。
試験菌　*Micrococcus luteus* ATCC 9341を用いる。
常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、必要最小限度のメタノールを加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、4号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が10μg（力価）及び2.5μg（力価）となるよう、4号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。
試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、4号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たりの濃度（推定値）が約1mg（力価）となるよう、正確に一定容量とし、試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度（推定値）が10μg（力価）及び2.5μg（力価）となるよう、4号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。